

別紙11

法令変更による損害金分担規定

法令変更内容	甲負担割合	乙負担割合
本事業に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
上記以外の法令の変更の場合	0%	100%

※「本事業に直接関係する法令」とは、特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で乙の施設整備費に影響があるものを意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令の変更は含まれない。ただし、法人税その他の税制変更又は一般的に適用される法令の変更により、乙の事業性が極端に悪化すると合理的に判断される場合は、甲及び乙にて対応を協議する。